

東広島市社会福祉法人指導監査実施要綱

(指導監査の目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査に関して、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

(対象法人等)

第2条 この要綱に基づく指導監査（以下「指導監査」という。）は、市が所轄庁となる法人を対象として行うものとする。

(所掌等)

第3条 この要綱に基づく指導監査は、社会福祉課が所掌するものとする。

2 指導監査の実施に当たっては、社会福祉課及び関係課が相互に連携をとって円滑な実施を図るものとする。

(指導監査の種類)

第4条 指導監査の種類は、「一般監査」と「特別監査」とし、いずれも実地において行うものとする。

2 一般監査は、毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、一定の周期で実施する。その実施に当たっては、指導監査の方針、指導監査の対象とする法人及び指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で行うものとする。

3 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施するものとし、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(一般監査の周期)

第5条 次に掲げる事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3年に1回とする。ただし、法人に対する一般監査と施設又は事業（以下「施設等」という。）に対する監査（以下「施設監査」という。）との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。

(1) 法人の運営について法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

(2) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が認められないこと。

2 前項の規程にかかわらず、同項各号に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合は、社会福祉課が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

- (1) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回とすることができる。
 - (2) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回とすることができる。
 - (3) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回とすることができる。
- 3 第1項の規程にかかわらず、同項各号に掲げる事項について問題が認められない法人のうち第2項に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、良質かつ適正な福祉サービスの提供に努めていると認められるときは、一般監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。
- (1) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はIS09001の認証取得施設を有していること。
 - (2) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。
 - (3) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。
- 4 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。
- 5 法人の運営等に関する問題が発生した場合又は毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

(指導監査事項等)

第6条 指導監査事項等は次のとおりとする。

(1) 指導監査事項

関係法令、法人の指導監査等の法定受託事務を処理するに当たり国から示された「社会福祉法人指導監査要綱」等の関係通知に基づき定めるものとする。

(2) 重点監査項目

前年度の指導監査結果における問題点等を勘案の上、指導監査事項の中から重点監査項目を設定するものとする。

(3) 指導監査調書等

ア 指導監査調書の様式は、指導監査事項及び重点監査項目に基づいて作成するものとする。

イ 指導監査調書及び資料は、別に指定する日までに法人から提出を求めるものとする。

(実施計画)

第7条 指導監査は、毎年度実施計画を策定し、これに基づいて実施するものとする。

(指導監査班の編成)

第8条 指導監査班は、指導監査の種類等に応じて、原則として2人以上をもって編成し、班長は主任相当職以上の職にある者を充てるものとする。

2 不適切な法人運営等の問題を有する法人の指導監査の班編成に当たっては、係長相当職以上の職にある者を班長に充てるなど必要な配慮を行うものとする。

(指導監査の実施)

第9条 指導監査の実施は次のとおりとする。

(1) 実施通知

指導監査の実施に当たっては、原則として、指導監査日の概ね2週間前までに法人に通知するものとする。

(2) 事前の検討

指導監査の実施に当たっては、法人の運営状況等をあらかじめ把握するため、次の資料の活用等により分析、検討を行うものとする。

ア 過去3年間における指導監査結果及び法人の措置状況

イ 財務諸表

ウ 現況報告書

エ 法人に提出を求めた指導監査調書及び関係資料

オ その他参考事項

(3) 指導監査の立会い

指導監査の実施に当たっては、指導監査における責任の明確化と実効を期するため、法人役員等の立会いを求めるものとする。

(4) 講評等の実施

指導監査終了後、原則として、班長は、法人の代表者及び関係職員に対して講評を行い、併せて意見、要望等を聴取するものとする。

(指導監査後の措置)

第10条 指導監査後の措置は次のとおりとする。

(1) 結果報告

指導監査職員は、指導監査実施後概ね1週間以内に指摘事項及び問題点等の概要を報告するものとする。

(2) 結果通知

ア 指導監査の結果は、原則として、指導監査後概ね1か月以内に法人に通知するものとする。

イ 改善を要する事項がある場合は、改善方策を具体的に示して通知するものとする。

その場合、法人の改善措置は、期限（概ね1か月以内）を付して報告させるものとする。

(3) 事後指導

法人から報告された改善措置について必要がある場合は、事後指導を行うものとする。

(指導監査結果の集約等)

第11条 指導監査結果は集約し、今後の指導監査に資するものとする。

2 社会福祉課で集約した指導監査結果及び法人からの改善報告については、別途定めるところにより公表を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関して必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。